10. 認定こども園・新制度移行幼稚園(認定区分1号)申込みに必要な書類と提出先

(1)提出する書類

- ①令和8年度 入園申込書 (兼教育保育給付認定申請書) 様式1
- a. 本案内の巻末の申込書を使用するか、那覇市ホームページからダウンロードしてください。
- b. 児童1人につき1部の提出が必要です。裏面も忘れずに確認・記入してください。 (※原本は1枚で構いません、P65-Q6参照)
- ②下記に該当する場合は以下の書類の提出もお願いいたします。
- ※各種証明書類は申請日より**3ヶ月以内**に証明されたものをご提出ください





項目	世帯の状況	提出書類
1	申込児童が特別な支援を必要としている	診断名及び発達検査結果が記載された医師の診断書・意見書の写しまたは、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当(認定・有期再認定・障害認定)通知書、児童通所支援受給者証などの写し(P.30~31もご確認ください)
2	令和7年(または8年)1月1日時点で 那覇 市外に住所があった保護者	入園申込書(様式1)に個人番号(マイナンバー)と 住所地を記入
		・1月1日時点に在住していた市町村で税申告を している必要があります(非課税や扶養控除 に入っている場合も含む)
		・個人番号(マイナンバー)の提供が困難な場合、 令和7年度課税証明書を提出(令和8年9月以降 入所希望の場合、令和8年度課税証明書を提出)
3	生活保護受給者	生活保護受給者証
4	ひとり親世帯(離別・死別・未婚) ※事実婚にある場合は該当しません	・児童扶養手当受給者証の写し ・戸籍謄本(受理証明書でも可) ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写 しのいずれかひとつ(※こども医療費助成金 受給者証ではありません。)
5	ひとり親に準ずる世帯 (配偶者と別居し離婚調停中または拘留中)	・離婚調停中であることを証明する書類 ・拘留中であることを証明する書類 のいずれかの写し
6	保護者が外国籍である	在留カードの写し (両面)
7	里親家庭など、児童養護施設に入所している 児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証 明書

(2)提出先

私立認定こども園と新制度移行幼稚園の申込書の提出先については各園になります(※小学校隣接こども園はこどもみらい課に提出)。上記以外に必要な書類がある場合もあるので、必ず園に問い合わせて下さい。

(3)書類の取扱いと手続きの注意点について

- ①証明書は原本が必要です。受理した書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。
- ②無償化の申請に必要となる書類については、「幼児教育・保育の無償化について(P.58~59)」をご確認ください。